

第5次宜野湾市障がい者基本計画

宜野湾市第7期障がい福祉計画及び 宜野湾市第3期障がい児福祉計画

『チュイシーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち』



障がいの表記について

本計画では、「障害」の「害」の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。
ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞については、「害」の字を使用しています。



宜野湾市

◆ 障がい者計画と障がい福祉計画・障害児福祉計画について

宜野湾市では令和6年3月に、障がい者や障がい児の、地域での自立生活を支援するため、3つの計画を策定しました。

- 「第5次宜野湾市障がい者基本計画」：障害者基本法に基づいています。
 - ・障がい者の日常生活及び社会生活を支えるための取組を、総合的に掲げています。
- 「第7期宜野湾市障がい福祉計画」：障害者総合支援法に基づいています。
 - ・障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の利用見込みや、地域生活を支援するための成果目標などを定めています。
- 障がい児福祉計画：児童福祉法に基づいています。
 - ・障害児通所支援サービスの利用見込みや、保育施設や学童クラブでの障がい児受け入れ数の見込みなどについて、目標などを定めています。

◆ 計画の期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宜野湾市障がい者基本計画	第5次					
宜野湾市障がい福祉計画	第7期			改定	第8期	
宜野湾市障がい児福祉計画	第3期			改定	第4期	

◆ 「第5次宜野湾市障がい者基本計画」の基本理念・めざす姿

基本理念1：差別のない平等な社会づくり

基本理念2：自己選択・自己決定による自立の尊重

基本理念3：人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現

めざす姿

**チュイシージーの心で支え合い、
誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち**

※チュイシージーとは：

チュイ「一人」、シージーは「支え合い」を意味しており、見返りを求めず、自分の能力の範囲で思いやりを持って支えることを表した沖縄の方言です。

「めざす姿」は、宜野湾市民が大切にしてきた“思いやりを持って他者を支える心”を育む中で、障がいの有無に関わらず誰もが自分らしく生活でき、差別がなく平等で安心して暮らせる社会を表現しています。

◆「第5次宜野湾市障がい者基本計画」の取組の体系図

1 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

- 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

- 1) 情報提供の充実
- 2) 意思疎通支援の充実

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

- 1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発
- 2) 権利擁護・虐待防止の推進

(4) 社会参加のための環境づくり推進

- 1) バリアフリーの推進
- 2) 外出・移動支援の推進

(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実

- 1) 妊婦並びに乳幼児等の健康づくり推進
- 2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進
- 3) 精神保健福祉の推進

基本理念 1

差別のない平等な社会づくり

めざす姿

チュイシーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

基本理念 2

自己選択・自己決定
による自立の尊重

基本理念 3

人と人とがつながる
やさしい宜野湾市の実現

2 障がい者の自立支援に取り組むまち

(1) 障がい児支援の充実

- 1) 療育・保育体制の充実
- 2) 特別支援教育の充実
(インクルーシブ教育システムの推進)

(2) 生活支援の充実

- 1) 住まいの整備・確保等推進
- 2) 障害福祉サービス等の充実
- 3) 障がい児支援の充実
- 4) 生活安定のための支援の推進
- 5) その他生活支援の推進

(3) 就労及び自主活動支援の充実

- 1) 就労支援の推進
- 2) 学習・余暇活動の推進(自主活動の推進)

3 チュイシーの地域づくりを進めるまち

(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進

- 1) 障がい及び障がい者理解の促進
- 2) 支え合えるまちづくりの推進

(2) 防災・消費者被害対策の推進

- 1) 防災対策の推進
- 2) 消費者被害保護対策の推進

基本方針

1.全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

基本施策	個別施策	事業名
(1)相談支援の充実	1)相談支援体制の充実及び質的向上推進	①相談支援体制の充実・資質向上
		②自立支援協議会・専門部会の活性化推進
		③相談窓口の周知・広報
		④プライバシーに配慮した安心・安全な相談支援環境の整備(新規)
(2)情報提供・意思疎通支援の充実	1)情報提供の充実	①広報手段を活用した情報提供の推進
		②ウェブアクセシビリティの向上
		③点訳・音訳サービスの推進
		④難病患者へのサービス等周知の推進
		⑤障害福祉サービス等の情報公表の推進
		⑥障がい者(児)の手続きの簡素化
	2)意思疎通支援の充実	①意思疎通支援事業の推進
		②手話奉仕員・点訳奉仕員の養成推進
		③手話の普及に関する取組の推進
		④情報・意思疎通支援用具の給付
(3)差別の解消及び権利擁護の推進	1)差別解消・合理的配慮の普及啓発	①差別解消に向けた職員対応要領の作成と徹底
		②障害を理由とする差別の解消
		③障害の理解、差別の解消・普及啓発推進
		④選挙における配慮の推進
	2)権利擁護・虐待防止の推進	①成年後見制度の周知と利用促進体制の構築
		②日常生活自立支援事業の充実
		③障がい者虐待の防止に向けた関係機関等の連携
		④虐待に関する広報啓発の推進
(4)社会参加のための環境づくり推進	1)バリアフリーの推進	①公共施設のバリアフリーの推進
		②わかりやすい案内表示の整備推進
		③ユニバーサルデザインの普及啓発
	2)外出・移動支援の推進	①外出時の同行支援の推進
		②重度身体障害者移動支援の推進
		③自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進
(5)障がいの早期発見・早期支援の充実	1)妊産婦並びに乳幼児等の健康づくり推進	①妊産婦への保健指導の推進
		②未熟児訪問指導の推進
		③乳幼児健康診査の推進
		④発達相談の推進
	2)障がいの原因となる疾病の予防等の推進	①健康診査受診率向上対策の推進
		②保健指導の推進
		③生活習慣病の重症化防止の推進
	3)精神保健福祉の推進	①精神疾患への理解啓発の充実
		②日中活動支援の推進
		③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

基本方針

2.障がい者(児)の自立支援に取り組むまち

基本施策	個別施策	事業名
(1)障がい児支援の充実	1)療育・保育体制の充実	①健診事後教室の推進(3歳頃)
		②3歳以上の療育の場の確保
		③療育連携体制の充実
		④ペアレントトレーニング講座の開催
		⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進
		⑥特別支援保育の充実
		⑦療育に関する保護者理解の促進
	2)特別支援教育の充実 (インクルーシブ教育システムの推進)	①幼稚園における特別支援教育の充実
		②教育支援の推進
		③学校における特別支援教育の充実
		④教育相談・進路相談・職場体験の充実
		⑤放課後子ども教室の推進
		⑥放課後児童クラブの推進
		⑦障がいへの理解を深める教育の推進
		⑧障がい児や配慮を要する子への支援充実
(2)生活支援の充実	1)住まいの整備・確保等 推進	①障がい者の入居への配慮
		②居住系サービスの整備推進
		③重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進
		④住宅入居等支援事業の実施
	2)障害福祉サービス等の 充実	①訪問系サービスの充実
		②日中活動系サービスの充実
		③居宅系サービスの充実
		④地域移行・定着支援の推進
		⑤サービスの質的向上の促進
		⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進-再掲
		⑦地域生活支援拠点等の整備
	3)障がい児支援の充実	①障害児通所支援の充実
		②児童発達支援センターの設置と支援体制の充実
		③主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保推進
		④医療的ケア児支援の充実
	4)生活安定のための 支援の推進	①自立支援医療の推進
		②補装具費の支給推進
		③日常生活用具給付等事業の推進
		④手当の支給推進
		⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進
		⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の推進
	5)その他生活支援の推進	①地域活動支援センター事業の充実
		②日中一時支援事業の推進
		③身体障害者福祉電話設置事業

基本施策	個別施策	事業名
(3)就労及び自主活動支援の充実	1)就労支援の推進	①一般就労移行支援、就労継続支援サービスの充実
		②障害者優先調達推進
		③市の障がい者法定雇用率の維持
		④就労に関する情報提供等の推進
		⑤一般雇用の促進
	2)学習・余暇活動の推進(自主活動の推進)	①スポーツ・レクリエーション活動の推進
		②学習・文化・芸術活動等の推進
		③図書館利用の推進
		④障がい者福祉団体の活動支援
		⑤障害者就労支援推進事業の充実
		⑥親子交流機会の創出支援

基本方針	3.チュイシージーの地域づくりを進めるまち
------	-----------------------

基本施策	個別施策	事業名
(1)共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進	1)障がい及び障がい者理解の促進	①広報活動による理解促進
		②地域・市内各種団体への理解促進
		③交流活動による地域理解の促進
		④共生社会条例・手話言語条例等の普及啓発
	2)支え合えるまちづくりの推進	①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進
		②地域支え合い活動委員会及び地域福祉コーディネーターと地域との連携推進
		③市民だれもが自由に参加できる環境づくりの推進
(2)防災・消費者被害対策の推進	1)防災対策の推進	①防災に関する知識の普及啓発
		②災害時避難行動要支援者の避難支援の充実
		③障がい者の参加する防災訓練の実施
		④障がい者に対応した避難所の整備推進
		⑤障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及
		⑥自主防災組織の障がい者等支援に対する取組
	2)消費者被害保護対策の推進	①消費者被害・トラブル防止に向けた情報発信
		②消費者被害防止の啓発の推進
		③消費者被害・トラブルに対する相談支援の推進

「第 7 期宜野湾市障がい福祉計画」

★【目標】福祉施設の入所者の地域生活への移行

主な目標

令和 8 年度末までに、令和 5 年 3 月 31 日時点の施設入所者数 79 人の 6.0%にあたる **5 人の地域生活移行**を目指します。

主な取組

- ・地域定着率を高めるために、関係する事業所の資質向上に取り組みます。
- ・賃貸契約によるアパート等への入居を希望しているが保証人がいない等の理由で入居が困難な障がい者の入居のための支援を行う「住居入居等支援事業」の実施に取り組みます。
- ・地域で生活するには、地域の理解・協力も必要であることから移行者に対する地域の理解を深める取組を行います。
- ・今後もグループホームの確保に取り組みます。

★【目標】福祉施設（就労系サービス利用）から一般就労への移行

主な目標

①一般就労への移行者数

令和 3 年度の年間実績(18 人)の 1.28 倍にあたる **23 人の一般就労への移行**を目指します。

②就労移行支援の利用者

令和 3 年度の年間実績(8 人)の 1.38 倍にあたる **11 人の一般就労への移行**を目指します。

③就労継続支援 A 型の利用者

令和 3 年度の年間実績(4 人)の 1.5 倍にあたる **6 人の一般就労への移行**を目指します。

④就労継続支援 B 型の利用者

令和 3 年度の年間実績(3 人)の 1.33 倍にあたる **4 人の一般就労への移行**を目指します。

主な取組

- ・就労移行支援事業所とハローワーク、障がい者就業・生活センター、商工会等の関係機関とのネットワークにより、障がい者の就労に関する情報共有体制を構築します。
- ・一般就労への障がい者雇用に関する情報の提供と理解促進に取り組みます。
- ・就労定着支援事業所の確保を図るとともに、支援員の資質向上を支援します。
- ・就労定着支援事業所と就労移行支援事業所、障がい者が働く企業、医療機関及びその他関係機関による就労定着に向けた連携体制を構築します。

「第3期宜野湾市障がい児福祉計画」

★【目標】障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

- 保育園や幼稚園、認定こども園、学童クラブでの、障がい児の受け入れ体制を充実していきます。

施設等	令和4年度の 実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	87	110	110	110
認定こども園	49	70	70	70
学童クラブ	86	90	90	90
幼稚園	49	51	53	55

●児童発達支援センターの設置

児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所、障がい者相談支援事業所等との連携体制を構築し、令和8年度中の児童発達支援センターとしての機能確保を目指します。

●併行通園事業の促進

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児等について、保育所、幼稚園、認定こども園及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)との併行通園を実施するため、障害児通所支援事業所と保育所等との調整や事前準備及び保育所等に対する支援を行います。

●医療的ケア児等とその家族への支援

医療的ケア児等とその家族が日中に安心して過ごせる場所の提供や開拓など居場所作り等の支援を行います。

問い合わせ

宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課
TEL 098-893-4411(代表)